

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返戻金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ワイド・一般プランにご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
 ※プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【夫婦セットにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●保険契約者

一般社団法人 全国市町村職員年金者連盟

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス2階
 TEL 03-3237-8866

●取扱代理店

有限会社 番町共済会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 東京グリーンパレス2階
 TEL 03-3265-0043 FAX 03-3230-2979
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-5528
 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

事故が起きた場合(おケガをした場合等)は、
 ただちに損保ジャパン、取扱代理店または
 右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 (ナビダイヤル) 0570-022808 (通話料有料)
 受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください
 (https://www.sompo.or.jp/)

(https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
 ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 ●加入者証は大切に保管してください。また補償開始の翌月を経過しても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

ケガの保険

2026年度 退職市町村職員

団体傷害保険のご案内



傷害総合保険+個人賠償責任保険(自動セット)

団体割引
30%

団体傷害保険のご案内

傷害総合保険+個人賠償責任保険(自動セット)

■加入者数約2万人、安心と信頼の実績

この団体傷害保険は昭和57年に市町村職員退職者の福利厚生の一環として、「全国市町村職員年金者連盟」を母体として創設された有利な保険制度です。今年度で44年目を迎え、現在17,500名の方々にご利用・ご支持をいただいております。

ぜひこの機会にご加入いただきますようお願い申し上げます。

この団体傷害保険の主な特長

1. 連盟会員のための保険制度です

会員ご本人・配偶者をはじめ、ご家族も加入することができます。

2. 団体割引30%割安な保険料

全国市町村職員年金者連盟の団体割引の適用により、保険料は一般で加入されるより30%も割安です。

3. 地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償(G1・G2プラン)

日常生活におけるケガによる死亡・後遺障害・入院・通院はもちろん、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

4. 賠償責任事故も補償(傷害保険とセットでのお引き受けとなります)

日常生活上の法律上の損害賠償責任も補償します。

5. 年齢制限がありません

年齢や健康状態による制限がないので、安心してご加入いただけます。

【ご加入例】

G1セット(1口)にご加入の場合

- (1) 死亡・後遺障害: 1名につき85万円
 (2) 入院日額: 1日につき2,600円
 (3) 手術: 重大手術: 104,000円、重大手術以外の入院時の手術: 52,000円
 重大手術以外の外来時の手術: 13,000円
 (4) 通院日額: 1日につき2,580円
 (5) 被害事故: 1,000万円限度
 (6) 個人賠償責任保険金額: 2億円

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償され、

年間保険料
11,850円
(約988円/月)

【ご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容、個人賠償責任保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

お問い合わせ先

<保険契約者>

一般社団法人
全国市町村職員年金者連盟

〒102-0084
東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス2階
TEL.03-3237-8866

<取扱代理店>

有限会社 番町共済会

〒102-0084
東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス2階
TEL.03-3265-0043

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1

新規にご加入されるお客さま

■補償内容 (職種級別A級^{*1}の場合です。下記の **職種級別表** をご確認ください。) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(4ページ)」「補償の内容(9ページ)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

主な事故例 セット名	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ	被害事故補償	特定感染症	転倒してケガ	料理中やけど	車にはねられた	保険金額と保険料					加入口数の限度
							死亡・後遺障害	入院	手術	通院	年間保険料 (保険期間1年、団体割引30%)	
傷害総合保険 一般プラン	G1	○	○	○	○	○	85万円	1日につき 2,600円	●重大手術 入院保険金 日額の 40倍	1日につき 2,580円	10,130円	5口まで
傷害総合保険 ワイドプラン	B1	×	×	○	○	○	73万円	1日につき 2,300円	●重大手術以外の 入院中の手術 入院保険金 日額の 20倍	1日につき 2,200円	8,220円	6口まで



個人賠償プラン(個人賠償責任保険) (自動セット、削除できません。)

- 日常生活の中での法律上の損害賠償事故を補償します。
- 必ず上記の一般プラン、ワイドプランにセットで加入していただきます。



(保険期間1年、団体割引30%)

保険額
2億円限度

年間保険料(一時払保険料)
1,720円

(注)個人賠償責任保険の保険金額および保険料は、傷害保険の加入タイプおよび口数に関わらず上記のとおり一律となります。

自転車事故での高額賠償事例が起きています!

事故の概要

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において走行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所平成25(2013)年7月4日判決)

賠償額概算
9,521万円

賠償事故の示談交渉サービス

さらに安心 個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

職種級別表

職種級別・セット名	職業は主たる所得に応じて下記の2種類があります。職種級別によって保険金額が異なりますのでご確認ください。
※1 A級 G1・B1	下記以外の職業に従事されている方が該当となります。 ※無職・主婦を含み、ほとんどの職業が該当します。
※2 B級 G2・B2	下記の6職種が該当します。 ①農林業作業者 (例) 農耕作業者、造園師、酪農作業者、伐木作業者 等 ②漁業作業者 (例) 漁労作業者、漁船乗組員 等 ③採鉱・採石作業者 (例) 採鉱員、選鉱員、採石工 等 ④木・竹・草・つる製品製造作業者 (例) 竹細工、製材工、チップ製造工 等 ⑤自動車運転者 (例) バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者 等 ⑥建設作業者 (例) 大工、建設・土木作業者(高所作業の有無を問いません。) 等

※3 天災危険補償特約(G1・G2プランが対象)

現行の傷害総合保険では保険金支払いの対象外となっている「地震・噴火またはこれらによる津波による事故」を保険金支払いの対象とする特約です。死亡・後遺障害・入院・手術および通院保険金が支払われます。

※4 被害事故補償特約(G1・G2プランが対象)

第三者による加害を目的とする事故、またはひき逃げ等により、死亡または所定の重度後遺障害が生じた場合に死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いの対象になります。所定の計算により算出した損害額から相手方の賠償金等が差し引かれます。

※5 後遺障害保険金・入院保険金(180日限度)・通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。死亡は補償対象外です。

【加入口数の限度について】

被保険者1名につき入院保険金日額の合計額が15,000円を超える口数の加入はできません。

例) ワイドプラン(G1)に6口加入したい(職種級別A級の方)

G1の入院保険金日額
2,600円 × 6口 = 15,600 被保険者ごとの合計入院保険金額
15,600円 > 15,000円

→加入できませんので口数を減らしてください。

【継続契約について】

加入者相互の公平性の観点から、過去の契約を含めて保険金を複数回お受け取りいただいている場合は、継続契約や再加入をお断り、あるいは加入口数を制限させていただく場合があります。

団体保険契約の制度上、保険料全体に影響が出るおそれがあるため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

新規にご加入されるお客さま

補償の対象となる方

傷害保険

ご本人^(*)とご家族のうち記名して申し込まれた方が保険の対象となります。ご家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹(以上同居・別居は問いません)および、同居の親族をいいます。

(*)ご本人とは年金者連盟会員本人をいいます。

個人賠償責任保険

日常生活の中での法律上の損害賠償事故を補償いたします。
加入申込書等記載の本人を基準として、次の方が補償対象となります。
①記名被保険者(加入申込書等の本人をいいます。)
②記名被保険者の配偶者
③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

退職市町村職員団体傷害保険 Q&A

Q1 年金者連盟の会員でない
加入申込みできませんか?

A できません。

団体傷害保険は年金者連盟の団体保険のため、加入申込みされる方は年金者連盟の会員であることが要件となります。年金者連盟への加入についてはご所属の市町村職員年金者連盟にお問い合わせください。

Q2 本人は加入しないが家族だけ
加入できますか?

A 加入できます。

ご本人が保険加入しなくとも、ご家族を被保険者として加入することができます。ご家族の範囲は、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族となります。

Q3 病気は対象となりますか?

A なりません。

傷害保険はケガの保険ですので病気は対象となりません。ケガによる死亡や後遺障害、ケガにより入院・手術または通院をした場合に保険金をお支払いします。※ただし特定感染症のみ補償します。

ご加入要領

●申込方法

新規 加入依頼書と委任状に必要事項をご記入・ご署名またはご捺印のうえご郵送ください。お客様控えはお手元に保管してください。

	加入申込期間	保険期間	保険料のお支払い ^(*)	加入者証の送付
新規募集	2026年1月1日～ 2026年2月末日	2026年8月1日午後4時から 2027年8月1日午後4時まで	2026年6月支給期(翌年以降も毎年6月支給期)の共済年金から合計保険料を控除させていただきます。	5月上旬頃発送します。 6月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
8月募集	2026年3月1日～ 2026年6月末日			8月下旬頃発送します。 9月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
10月 中途募集	2026年7月1日～ 2026年8月末日	2026年10月1日午後4時から 2027年8月1日午後4時まで (初年度のみ10か月)	全国市町村職員年金者連盟から「ゆうちょ払込取扱票」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行から保険料をお振込みください。	10月下旬頃発送します。 11月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
1月中 途募集	2026年9月1日～ 2026年11月末日	2027年1月1日午後4時から 2027年8月1日午後4時まで (初年度のみ7か月)	翌年からは毎年6月支給期の共済年金から合計保険料を控除させていただきます。	1月下旬頃発送します。 2月下旬を過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

※年金から保険料を控除できない場合については7月初めに「ゆうちょ払込取扱票」を送付します。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険および賠償責任保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人全国市町村職員年金者連盟
- 保険期間：新規募集と8月募集 2026年8月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで1年間となります。
10月中旬募集 2026年10月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで10か月となります。
1月中旬募集 2027年1月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで7か月となります。
- 申込締切日：新規募集 2026年2月末日
8月募集 2026年6月末日
10月中旬募集 2026年8月末日
1月中旬募集 2026年11月末日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全国市町村職員年金者連盟の会員
- 被保険者：全国市町村職員年金者連盟の会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
【傷害総合保険】被保険者本人のみが保険の対象となります。
- 【個人賠償責任保険】次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。
①本人(記名被保険者) ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- お支払方法：新規募集の場合は、2026年6月支給期(翌年以降も毎年6月支給期)の共済年金から年間の合計保険料を控除させていただきます。(一時払)ただし、年金を担保(国民金融公庫および沖縄振興開発公庫)としている方などで年金から控除できない場合については別途ご送金方法をご案内します。
8月と10月、1月中旬募集の場合は、加入申込書をご提出いただいた後、ゆうちょ払込取扱票を送付しますので、最寄のゆうちょ銀行よりお支払いください。
お支払いいただけない場合は、契約を取消させていただきます。
- お手続方法：加入申込書に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、加入申込書A・B(1・2枚目)2枚をご加入窓口の全国市町村職員年金者連盟までご郵送ください。
・ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返り金・契約者配当金：この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

継続のお客さま

保険料の改定がございます。
必ずご確認ください。

■補償内容 (職種級別A級^{※1}の場合です。下記の 職種級別表 をご確認ください。) 保険金のお支払方法等重要な事

項は、「この保険のあらまし(8ページ)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

主な事故例	セット名	被害事故補償 地震・噴火 またはこれら による津波 によるケガ	特定感染症	転倒してケガ	料理中やけど	車にはねられた	保険金額と保険料					新規のお客さま の限度
							死亡・後遺障害	入院	手術	通院	年間保険料 (保険期間1年、団体割引30%)	
一般プラン	夫婦でご加入 A1 夫婦セット	×	×	○	○	○	73万円	1日につき 2,250円	●重大手術 入院保険金日額の40倍	1日につき 2,200円	15,790円	6口まで
	記名個人でご加入 B1 記名個人セット	※5参照	○	○	○	○	73万円	1日につき 2,300円	●重大手術以外の入院中の手術 入院保険金日額の20倍	1日につき 2,200円	8,220円	6口まで
傷害総合保険	夫婦でご加入 C 夫婦セット	×	×	×	×	×	928万円	1日につき 5,000円	●重大手術 入院保険金日額の40倍	1日につき 5,000円	11,970円	3口まで
	記名個人でご加入 D 記名個人セット	※5参照	○	○	○	○	410万円	1日につき 5,000円	●重大手術以外の入院中の手術 入院保険金日額の20倍	1日につき 5,000円	6,340円	3口まで
ワイドプラン	夫婦でご加入 F1 夫婦セット	ワイドプランでは「地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ」が補償されます。	○	○	○	○	76万円	1日につき 3,100円	●重大手術 入院保険金日額の40倍	1日につき 2,450円	19,540円	4口まで
	記名個人でご加入 G1 記名個人セット	※3参考 おすすめ	○	○	○	○	85万円	1日につき 2,600円	●重大手術以外の入院中の手術 入院保険金日額の20倍	1日につき 2,580円	10,130円	5口まで



個人賠償プラン(個人賠償責任保険) (自動セット、削除できません。)

- 日常生活の中での法律上の損害賠償事故を補償します。
- 必ず上記の一般プラン、交通傷害プラン、ワイドプランにセットで加入していただきます。



(保険期間1年、団体割引30%)

保険額
2億円限度

年間保険料(一時払保険料)
1,720円

自転車事故での高額賠償事例が起きています!

(事故の概要)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において走行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所平成25(2013)年7月4日判決)

賠償額概算
9,521万円

さらに安心

個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。

■補償内容 (職種級別B級^{※2}の場合です。なお、交通傷害プランは職種級別は関係ないため、上記と同じ補償内容となります。)

セット名	死亡・後遺障害	入院	手術	通院	被害事故補償	年間保険料		加入口数の限度
						※3 死亡・後遺障害	入院	
ワイドプラン	ご夫婦でご加入 F2 夫婦セット	149万円	1日につき 2,200円	●重大手術 入院保険金日額の40倍	1日につき 1,690円	1,000万円 限度	19,540円	6口まで
	記名個人でご加入 G2 記名個人セット	35万円	1日につき 1,840円	●重大手術以外の入院中の手術 入院保険金日額の20倍	1日につき 1,780円	※4参考	10,130円	8口まで
一般プラン	ご夫婦でご加入 A2 夫婦セット	140万円	1日につき 1,560円	●重大手術 入院保険金日額の40倍	1日につき 1,500円	—	15,790円	9口まで
	記名個人でご加入 B2 記名個人セット	27.5万円	1日につき 1,590円	●重大手術以外の入院中の手術 入院保険金日額の20倍	1日につき 1,500円	—	8,220円	9口まで

職種級別表

職種級別・セット名	職業は主たる所得に応じて下記の2種類があります。職種級別によって保険金額が異なりますのでご確認ください。
※1 A級 F1・G1・A1・B1	下記以外の職業に従事されている方が該当となります。 ※無職・主婦を含み、ほとんどの職業が該当します。
※2 B級 F2・G2・A2・B2	下記の6職種が該当します。 ①農林業作業者 (例) 農耕作業者、造園師、酪農作業者、伐木作業者 等 ②漁業作業者 (例) 漁労作業者、漁船乗組員 等 ③採鉱・採石作業者 (例) 採鉱員、選鉱員、採石工 等 ④木・竹・草・つる製品製造作業者 (例) 竹細工工、製材工、チップ製造工 等 ⑤自動車運転者 (例) バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者 等 ⑥建設作業者 (例) 大工、建設・土木作業者(高所作業の有無を問いません。) 等

※3 天災危険補償特約(F1・G1・F2・G2プランが対象)

現行の傷害総合保険では保険金支払いの対象外となっている「地震・噴火またはこれらによる津波による事故」を保険金支払いの対象とする特約です。死亡、後遺障害、入院、手術および通院保険金が支払われます。

※4 被害事故補償特約(F1・G1・F2・G2プランが対象)

第三者による加害を目的とする事故、またはひき逃げ等により、死亡または所定の重度後遺障害が生じた場合にのみお支払いの対象になります。所定の計算により算出した損害額から相手方の賠償金等が差し引かれます。

※5 後遺障害保険金・入院保険金(180日限度)・通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。死亡は補償対象外です。

(注1) 続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注2) 複数のタイプに加入される場合は、被保険者お一人につきすべてのタイプの入院保険金日額の合計が15,000円までとなります。

詳しくは7ページの「退職市町村職員団体傷害保険 Q&A」をご参照ください。

(注3) 2020年度以降にご新規の申込みについてワイドプラン・一般プランの記名個人セットのみご案内しております。継続の際に、記名個人セットから夫婦セットおよび交通傷害プランへ変更はできません。

(注4) すべてのプランに「入院保険金および通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)」がセットされています。

(注5) 夫婦コースの場合、本人・配偶者はそれぞれ同じ保険金額です。

(A2型の死亡・後遺障害保険金額を除きます。)

【継続契約について】

加入者相互の公平性の観点から、過去の契約を含めて保険金を複数回お受け取りいただいている場合は、継続契約や再加入をお断り、あるいは加入口数を制限させていただく場合があります。団体保険契約の制度上、保険料全体に影響が出るおそれがあるため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

継続のお客さま

補償の対象となる方

傷害保険

1. 夫婦セットとは

ご本人がご加入になりますと配偶者も同額の保険の対象になるタイプです。

2. 記名個人セットとは

ご本人とご家族のうち記名して申し込まれた方が保険の対象となるタイプです。ご家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹(以上同居・別居は問いません。)および、同居の親族をいいます。

個人賠償責任保険

- ①記名被保険者(加入申込書等記載のご本人^(*)をいいます。)
 - ②記名被保険者の配偶者
 - ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(*)ご本人とは年金者連盟会員本人をいいます。

退職市町村職員団体傷害保険 Q&A

Q1 年金者連盟の会員でないと加入申込みできませんか?

A できません。

団体傷害保険は年金者連盟の団体保険のため、加入申込みされる方は年金者連盟の会員であることが要件となります。年金者連盟への加入についてはご所属の市町村職員年金者連盟にお問い合わせください。

Q2 本人は加入しないが家族だけ加入できますか?

A 加入できます。

ご本人が保険加入しなくても、ご家族を被保険者として加入することができます。ご家族の範囲は、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族となります。

Q3 病気は対象となりますか?

A なりません。

傷害保険はケガの保険ですので病気は対象となりません。ケガによる死亡や後遺障害、ケガにより入院・手術または通院をした場合に保険金をお支払いします。※ただし特定感染症のみ補償します。

Q4 加入口数の限度はありますか?

A

被保険者1名につき入院保険金日額の合計額が15,000円を超える口数の加入はできません。

例)Cを2口加入して、さらにご本人のみG1を2口加入したい。(職種級別A級の方)

$$\begin{array}{rcl} \text{Cの入院保険金日額} & & \text{G1の入院保険金日額} \\ 5,000円 \times 2口 = 10,000円 & + & 2,600円 \times 2口 = 5,200円 \\ & = & \text{被保険者ごとの合計入院保険金} \\ & & 15,200円 > 15,000円 \\ & & \text{→加入できませんので口数を減らしてください。} \end{array}$$

Q5 個人賠償責任保険のみやめることができますか?

A できません。

必ず傷害保険にセットでご加入していただきます。

Q6 年金受給権が消滅した場合契約はどうなりますか?

A

会員ご本人が死亡されて受給権が消滅した場合、現在ご加入の他の被保険者の補償内容は満期まで有効ですが、次年度の契約は継続できませんので、「脱退」の手続きをお取りください。なお、他の被保険者が会員となり、共済(遺族)年金を受給される場合は新たにご加入いただくことが可能です。

ご加入要領

●申込方法

継続 別紙継続のお手続き方法をご参照いただき継続案内に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。

	加入申込期間	保険期間	保険料のお支払い	加入者証の送付
継続募集	2026年1月～2026年2月5日	2026年8月1日午後4時から2027年8月1日午後4時まで	2026年6月支給期の共済年金から年間の合計保険料を控除させていただきます。 年金から控除できない場合は、7月初旬に「ゆうちょ払込取扱票」をお送りしますので、所定の期日までにお振込みください。 また、「内容変更・脱退申込書」以外に新規加入申込書をご提出されますと、追加で加入したものとみなし、合算して年金から保険料を控除しますのでご注意ください。	5月上旬頃発送します。 6月下旬過ぎても加入者証が届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

※年金から保険料を控除できない場合については別途送金方法をご案内します。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険および賠償責任保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：一般社団法人全国市町村職員年金者連盟

■保険期間：2026年8月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：2026年2月5日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：全国市町村職員年金者連盟の会員

●被保険者：全国市町村職員年金者連盟の会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【夫婦セット】：被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

※夫婦セットでは、年金者連盟会員本人が被保険者としてご加入いただけます。

※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【記名個人セット】：被保険者本人のみが保険の対象となります。

個人賠償責任保険は、次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。

①記名被保険者(加入申込書等記載の本人をいいます。) ②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お支払方法：2026年6月支給期の共済年金から年間の合計保険料を控除させていただきます(一時払)。年金から控除できない場合は、7月初旬にゆうちょ払込取扱票をお送りしますので、期日までにお振込みください。お振込みいただけない場合は、契約を取消させていただきます。

●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した内容変更・脱退申込書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合 書類のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「内容変更・脱退申込書」をご提出いただきます。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「内容変更・脱退申込書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ内容変更・脱退申込書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。内容変更・脱退申込書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返り金・契約者配当金：この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険ワイドプラン・一般プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ~100%) (※)後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)をセットしています。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(30日 ^(※) 限度) (※)入院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
傷害(国内外補償)	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術 ^(※3) 以外) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術 ^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象なりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)・臓・腎(じん)・臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
手術保険金	(※)以下の手術は対象なりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)・臓・腎(じん)・臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	(※)以下の手術は対象なりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)・臓・腎(じん)・臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 =通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日 ^(※1) 限度) (※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 =通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日 ^(※1) 限度) (※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

被害事故(国内外補償) (注)	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金など (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【傷害総合保険交通傷害プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故

③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間ににおける事故 ④交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができるないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故 など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ~100%) (※) 後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)をセットしています。	【個人賠償責任保険】 この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(30日 ^(※) 限度) (※) 入院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。	【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。) (ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)
傷害(国内外補償) 手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術 ^(※3) 以外)<入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術 ^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象としません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切開・摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など (※1) この特約における被保険者は、次のア.からカ.までのいずれかに該当する方となります。 ア. 記名被保険者(加入申込書等記載の本人をいいます。) イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 カ. イ. カ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらに付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 など ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらに付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらに付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登攀、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 など ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日 ^(※1) 限度) (※1) 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するため医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	【個人賠償責任保険】 この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【個人賠償責任保険】

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (注)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 【損害賠償】 相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入申込書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。) 【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。) (ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。) 【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など (※1) この特約における被保険者は、次のア.からカ.までのいずれかに該当する方となります。 ア. 記名被保険者(加入申込書等記載の本人をいいます。) イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 カ. イ. カ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらに付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 など ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらに付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらに付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登攀、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 など ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア.からカ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車 ^(※3) および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事实上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。

●加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行なう上で重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務(ワイド・一般プラン)

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●傷害総合保険の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入における留意事項(通知義務等)

【ワイド・一般プラン】

●加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。

■ワイド・一般プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【ワイド・一般・交通傷害プラン】

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【共通】

●加入申込書記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更と

なる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払われる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注)個人賠償責任保険にご加入いただいた場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証(写)、診察券(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

【傷害総合保険】

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。個人賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳しい(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。